別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第四条関係）

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一　タクシーメーター	1　温度の影響に係る試験	十二万六千二百円
	2　電磁環境の影響に係る試験	十一万七千六百円
	3　耐振動性に係る試験	六万二千円
	4　耐久性に係る試験	四万八千三百円
	5　1から4までに掲げる試験以外の試験	十四万二百円
中欄1に掲げる試験と中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十五万三千百円とする。		
二　非自動はかり		
イ　ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のもの	1　電磁環境の影響に係る試験	十八万六千二百円
	2　耐久性に係る試験	五万五千四百円
	3　温湿度の影響に係る試験	十七万五千四百円
	4　一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験	十三万四千円
	5　スパン安定性に係る試験	十四万四千三百円
中欄3に掲げる試験と中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十一万六千七百円とする。		
中欄3に掲げる試験と中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十二万七千百円とする。		
ロ　ひょう量が二トンを超えるもの	1　アナログロードセルの性能に係る試験	三十四万千八百円
	2　デジタルロードセルの性能に係る試験	五十六万九千二百円
	3　指示計及びアナログデータ処理装置の性能に係る試験	四十二万九千三百円
	4　ターミナル及びデジタルデータ処理装置の性能に係る試験	二十万二千八百円
三　体積計		
イ　水道メーター又は温水メーター		
(1)　表示機構が電気式のもの	1　耐久性能に係る試験	十五万八千六百円
	2　電子装置の性能に係る試験	二十六万三千百円
	3　1又は2に掲げる試験以外の試験	八万五千七百円
中欄1に掲げる試験と中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十八万五千三百円とする。		
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	十五万五千三百円
	2　1に掲げる試験以外の試験	八万二千五百円

ロ　燃料油メーター		
(1)　使用最大流量が一リットル毎分以下のもの	1　耐久性能に係る試験	十三万三千八百円
	2　電子装置の性能に係る試験	六万六千七百円
	3　1又は2に掲げる試験以外の試験	十万七千九百円
中欄1に掲げる試験と中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十三万九千円とする。		
(2)　充てん機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの	1　耐久性能に係る試験	十二万五千百円
	2　電子装置の性能に係る試験	二十四万六千五百円
	3　1又は2に掲げる試験以外の試験	十九万七千五百円
中欄1に掲げる試験と中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十三万八千九百円とする。		
(3)　(1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	八万六千六百円
	2　電子装置の性能に係る試験	七万七千百円
	3　1又は2に掲げる試験以外の試験	十二万二千八百円
中欄1に掲げる試験と中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十六万四千二百円とする。		
ハ　液化石油ガスメーター	1　耐久性能に係る試験	十二万五千百円
	2　電子装置の性能に係る試験	二十四万六千五百円
	3　1又は2に掲げる試験以外の試験	十九万七千五百円
中欄1に掲げる試験と中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十三万八千九百円とする。		
ニ　ガスメーター		
(1)　表示機構が電気式のもの	1　耐久性能に係る試験	十六万四千三百円
	2　電子装置の性能に係る試験	二十四万六千百円
	3　1又は2に掲げる試験以外の試験	二十五万五千三百円
中欄1に掲げる試験と中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十六万五千七百円とする。		
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	1　耐久性能に係る試験	十二万二千四百円
	2　1に掲げる試験以外の試験	二十万七千円
四　積算熱量計		
	1　耐久性能に係る試験	四十四万四千二百円
	2　電子装置の性能に係る試験	九万九千七百円
	3　1又は2に掲げる試験以外の試験	十一万二千七百円
中欄1に掲げる試験と中欄2に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、五十一万四千九百円とする。		
中欄1に掲げる試験と中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、四十五万五千四百円とする。		